

例 言

1. 本計画は兵庫県洲本市山手三丁目 17 番外に所在する名勝旧益習館庭園の保存活用計画である。
2. 本計画は令和 2～3 年度に文化庁の補助金交付を受けて、名勝旧益習館庭園保存活用計画策定委員会、文化庁文化財第二課、兵庫県教育委員会文化財課の指導・助言を得て洲本市教育委員会が策定した。
3. 本計画の策定に係る事務は洲本市教育委員会生涯学習課が担当し、名勝旧益習館庭園保存活用計画策定業務を株式会社環境事業計画研究所に委託した。
4. 本計画に掲載した位置図は、洲本市の 2,500 分の 1 の都市計画図、洲本市教育委員会作成の図面を使用した。
5. 本計画に掲載した名勝指定範囲の平面図（図 I-5）は、平成 29 年（2017）に株式会社金岡光輝園に委託し作成したものである。なお、図 II-51 については平成 26 年（2014）に有限会社石造園が測量した平面図である。
6. II 庭園の環境と沿革 第 3 節 庭園の沿革と史料に掲載した古写真は正木治憲氏、正木威寛氏より提供されたものである。
7. 特に注記のない限り、本計画に掲載した現況写真は令和 2～3 年度に撮影したものである。
8. 名勝旧益習館庭園の保存活用に係る法規条例などは本計画の附録に記載した。
9. 本計画は洲本市教育委員会及び株式会社環境事業計画研究所が執筆・編集した。

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 巻頭図版 | i |
| 序文 | ii |
| 例言 | iii |
| I 保存活用計画策定の経緯と目的 | |
| 第1節 計画策定の経緯と目的 | 1 |
| 第2節 計画の対象地 | 2 |
| 第3節 上位関連計画 | 5 |
| 第4節 事業体制 | 8 |
| II 庭園の環境と沿革 | |
| 第1節 庭園をとりまく環境 | 10 |
| 第2節 洲本城と城下町の沿革 | 24 |
| 第3節 庭園の沿革と史料 | 33 |
| 第4節 庭園の特徴 | 63 |
| III 庭園の価値 | |
| 第1節 文化財の指定 | 66 |
| 第2節 本質的価値の総括 | 68 |
| IV 庭園の現状と課題 | |
| 第1節 地区区分の設定 | 69 |
| 第2節 各地区の空間特性と構成要素 | 70 |
| 第3節 各地区における現状と課題 | 86 |
| 第4節 公開活用における現状と課題 | 95 |
| 第5節 管理・運営体制における現状と課題 | 99 |
| V 保存管理 | |
| 第1節 基本理念 | 100 |
| 第2節 保存管理の指標 | 100 |
| 第3節 保存管理の基本方針 | 100 |
| 第4節 地区区分別の基本方針 | 101 |
| 第5節 保存管理の方法 | 102 |
| VI 公開活用 | |
| 第1節 公開活用の基本方針 | 104 |
| 第2節 防災計画 | 105 |

Ⅶ 整備

| | |
|-------------|-----|
| 第1節 整備の基本方針 | 106 |
| 第2節 整備の方法 | 106 |

Ⅷ 現状変更などの取扱い

| | |
|------------------------------|-----|
| 第1節 現状変更などの取扱い方針 | 110 |
| 第2節 現状変更などの取扱いにおける留意事項 | 110 |
| 第3節 現状変更などの申請区分 | 111 |
| 第4節 構成要素ごとの現状変更などの許可申請事務について | 112 |
| 第5節 現状変更などの申請以外の届出について | 113 |

Ⅸ 今後の事業推進と課題

| | |
|-----------------|-----|
| 第1節 事業推進の体制 | 114 |
| 第2節 事業計画 | 115 |
| 第3節 調査研究の推進 | 120 |
| 第4節 経過観察と計画の見直し | 120 |

巻末資料

| | |
|------|-----|
| 巻末資料 | 122 |
| 附録 | 126 |
| 図版目次 | 135 |
| 参考文献 | 137 |